

第44回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をしていない株主の皆様には、アクセス通知と株主総会参考書類のみをお送りいたします。

株式会社ワークマン

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」内において「取締役」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ．職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「行動憲章」を定め、定期的かつ継続的な研修を実施し、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ．社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を設け、法令等の遵守及び倫理に基づく行動に関して、社員が相互の監視意識を高める。
- ハ．内部監査部による定期的な業務監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従いこれを適切に保存し管理する。文書管理規程に則り文書の保存及び管理は、所管部門で行うものとし、取締役及び監査等委員会は、常時その文書を閲覧出来るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確にし、目標達成に向けた具体策を立案・実行・確認する。
- ロ．取締役会を必要に応じ随時開催し、迅速な意思決定を行うとともに機動的な運営を図る。

⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査部に設置する。内部監査部は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役に報告する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会が必要と求めた場合は、その業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事に関しては、監査等委員会の意見を尊重する。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役又は使用人は、法令違反及び会社に重大な損失を及ぼす事項が発生した場合、またその可能性がある事実を把握した際には、直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ. 監査等委員会は、職務遂行上必要と判断した際には、取締役及び使用人に報告を求める。

⑧ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の業務環境の整備に努める。
- ロ. 監査等委員会は、社内の重要会議に出席し、取締役との意見交換を定期的に行い、また内部監査部との連携を図り、効果的な監査業務を遂行する。
- ハ. 監査等委員会は、監査法人による監査結果の報告を受け、意見を交換する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 「行動憲章」において、「社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決する」旨を明文化する。
- ロ. 反社会的勢力に関する対応部署を総務部とし、平素より、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、群馬県企業防衛対策協議会に加入するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、情報の収集及び共有化を図る。

ハ、反社会的勢力による不当要求等の発生時は、上記機関に相談し組織的に対応する。

⑫ その他

フランチャイズシステムに基づくフランチャイジー全体としての内部統制の構築を目指し、内部監査部による定期的な業務監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、以下のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会のほか、改善改革会議など重要な会議に出席し、各部署における業務の進捗状況の確認や意見交換を行うとともに、職務執行の監視・監督を行っております。

② コンプライアンス体制について

当社は、社員の行動規範である「行動憲章」を全社員に配布するとともに、社内イントラネットで常に見ることができることを通じて、コンプライアンスの意識を周知徹底しております。また、「コンプライアンス・ホットライン規程」による内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに抵触する事態の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

新入社員に対しては入社時に研修を行うほか、年1回社員から「法令と社内規則順守の誓約書」の提出を求め、法令違反あるいは企業倫理上問題のある行為などの恐れがある場合は、たとえ上司の指示等であっても相談担当者に相談することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査体制について

当社は、社長直轄の内部監査部が決めた内部監査計画書に基づき、本社、店舗を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査部は監査等委員会及び会計監査人と常に意見交換を行い、監査の効率的な実施と実効性の向上に努めております。

④ 監査等委員会について

監査等委員会は、取締役会や改善改革会議など重要な会議に出席し、各部署の業務計画やその進捗状況を把握し、コンプライアンスの観点から監視を行うほか、各監査等委員が業務を分担し監査を実施しております。また、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査部と定期的に情報交換を行っております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	1,622	1,342	1,342	178	23,150	98,212	121,541	△68	124,438
当期変動額									
剰余金の配当						△5,549	△5,549		△5,549
当期純利益						16,892	16,892		16,892
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	11,342	11,342	△0	11,342
当期末残高	1,622	1,342	1,342	178	23,150	109,555	132,884	△68	135,781

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	990	990	125,428
当期変動額			
剰余金の配当			△5,549
当期純利益			16,892
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△1,468	△1,468	△1,468
当期変動額合計	△1,468	△1,468	9,873
当期末残高	△478	△478	135,302

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

店舗在庫：売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

流通センター在庫：移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12年～34年

構築物 10年～20年

車両運搬具 4年～6年

工具器具備品 3年～12年

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、加盟店貸勘定等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(1) 営業収入

①ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、顧客である加盟店契約者に対して、契約書に基づいた商標権利使用の許諾、当社が実施する協力、サービス、援助の対価として契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②その他収入

加盟店契約者と契約締結時に加盟金、開店手数料、研修費あるいは再契約金を徴収しております。加盟金及び再契約金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務（契約期間）の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。開店手数料及び研修費は財又はサービスの提供時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。また、当社が加盟店に対してその他提供する財又はサービスは、提供した時点で支配が移転したものと判断し、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社は、履行義務を識別するに際し、財又はサービスを自ら提供している本人取引か、あるいは代理人として取引を行っているかの判定については、下記の指標を用いております。

- ・当社が約束の履行に対する主たる責任を有しているのか
- ・当社が財又はサービスの在庫リスクを負っているのか
- ・当社が財又はサービスの価格設定裁量権を有しているのか

(2) 売上高

①直営店売上高

当社の直営店舗において、作業服、作業関連用品及びアウトドア・スポーツウエア商品を販売しております。顧客に商品を引き渡した時点で支配が移転し履行義務が充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

②加盟店向け商品供給売上高

当社流通センターで備蓄している商品を加盟店に販売しております。顧客である加盟店に商品を引き渡した時点で支配が移転し履行義務が充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね１ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建輸入取引 |
| (3) ヘッジ方針 | 外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わないこととしております。 |
| (4) ヘッジ有効性評価の方法 | 決算期末（四半期末を含む）にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。 |

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

[会計上の見積りに関する注記]

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（百万円）
商 品	24,084

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表において計上している商品は、主に流通センターの在庫及び自営店の店舗在庫により構成されており、それぞれの計上額は以下のとおりです。

	当事業年度（百万円）
流通センター	22,078
店 舗	2,005
合 計	24,084

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕に記載のとおり、流通センター在庫は「移動平均法による原価法」、自営店の店舗在庫は「売価還元法による原価法」の評価基準を採用し、貸借対照表価額はそれぞれ収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。このうち、流通センター在庫については収益性の低下を反映する際に一定の仮定をおいて見積りを行っております。

(1) 見積りの前提

当社の商品はプロユーザーや一般個人消費者向けに販売しており、このうち一般個人消費者が主要購買層となるカジュアル商品に関しては、流行の変化に代表されるような外部環境変化や個人の嗜好変化などプロ向け商品に比べ比較的短期間での変化が生じる可能性が高く、当該変化が生じた場合には商品需要ひいては販売可能価格に対して影響を及ぼす可能性を有しております。また、冷夏・暖冬など通常想定している季節・気候から大きく変動する様な環境が生じた場合は販売数量に対して影響を及ぼす可能性を有しております。

当社の商品は自社開発製造のP B（プライベート・ブランド）商品、取引先より仕入れるN B（ナショナル・ブランド）商品、当社と取引先との共同開発商品等で構成されておりますが、このうち一般向け市場へ主に投入している商品はP B商品であり、またP B商品は決算日時点において流通センター在庫の90%以上を占めております。

(2) 見積りの金額の算出に用いた主要な仮定

上記をふまえ、流通センター在庫のうちP B商品の収益性低下を判断するに際しては一定の回転日数情報を基礎としつつ生産販売計画からの乖離状況や需要トレンド、季節・気候などの環境等を加味した仮定に基づき、販売可能価格の見積りをしております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた需要トレンドの仮定が極端に変動したことや季節・気候などの外部環境の仮定が大きく異なったことにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において、追加の棚卸資産評価減を計上する可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,303百万円
2. 加盟店貸勘定又は加盟店借勘定は加盟店との間に発生した債権・債務であります。
3. 関係会社に対する金銭債務
 短期金銭債務 6百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

 営業取引による取引高 129百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	81,846,816	—	—	81,846,816

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	236,635	26	—	236,661

(注) 自己株式の増加26株は単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,549	68	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,957	73	2025年3月31日	2025年6月27日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	1,034百万円
減価償却費限度超過額	739百万円
商品評価損	224百万円
未払事業税	218百万円
繰延ヘッジ損益	210百万円
未払費用	166百万円
長期前払費用	137百万円
未払金	52百万円
契約負債	20百万円
減損損失	3百万円
その他	54百万円
繰延税金資産合計	2,862百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△554百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△554百万円
繰延税金資産の純額	2,307百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗及び店舗付帯設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

加盟店貸勘定は、加盟店に対する貸付であり信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び加盟店買掛金並びに未払金は、そのほぼすべてが2ヶ月以内の支払期日のものであります。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2ヶ月後であります。なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが3ヶ月以内に納付期日が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

長期預り保証金は、主に加盟店契約に基づく保証金であり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

加盟店貸勘定は、加盟店ごとに残高表を作成し、継続的にモニタリングすることにより、早期に過剰残高等の状況を把握できる体制となっております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、担保価値を勘案して抵当権等を設定し残高管理をすることにより、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、範囲、管理体制及びリスク管理方法を定めた社内規程に従っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、加盟店貸勘定、買掛金、加盟店買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 差入保証金（※1）	4,388	3,849	△539
② リース債務（※2）	(458)	(546)	88
③ 長期預り保証金	(1,003)	(978)	△24
④ デリバティブ取引（※3）	△688	△688	－

(※) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(※1) 流動資産の1年内回収予定の差入保証金と固定資産の差入保証金を合算して表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ	－	△688	－	△688

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	3,849	－	3,849
リース債務	－	546	－	546
長期預り保証金	－	978	－	978

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットに基づき算定する方法によっております。

・差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等で現在価値に割り引いて算定する方法によっております。

・リース債務、長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した割引率等で現在価値に割り引いて算定する方法によっております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (注) 1
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社バイシア (注) 2	群馬県 前橋市	(被所有) 間接 0.5%	商品の販売及び 不動産の賃借	商品の販売 (注) 6	22	売掛金	0
					店舗賃借料の支払 (注) 6	15	未払金	－
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社カインズ (注) 3	埼玉県 本庄市	(被所有) 直接 9.7%	不動産の賃借及び商品の購入	店舗賃借料等の支払 (注) 6	65	未払金	－
					商品の購入等代金支払 (注) 6	64	未払金	6
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社バイシア興産 (注) 4	群馬県 前橋市	(被所有) 間接 1.7%	施設管理業務委託	業務委託料等の支払 (注) 6	40	未払金	2
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社バイシアグループソリューションズ (注) 5	群馬県 伊勢崎市	なし	電算処理業務委託	電算処理料の支払 (注) 6	501	未払金	13

〔取引条件及び取引条件の決定方針等〕

(注) 1. 期末残高は消費税等を含めております。

- 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の22.0%を直接所有、60.1%を間接所有、その近親者が議決権の4.4%を直接所有、12.2%を間接所有しております。
- 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の35.1%を直接所有、24.0%間接所有、その近親者が議決権の35.2%を直接所有、5.4%を間接所有しております。
- 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の100.0%を直接所有しております。
- 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の69.2%を間接所有、その近親者が議決権の27.8%を間接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 電算処理料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。
 - 商品の販売に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - 商品の購入等に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - 業務委託料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。
 - 店舗賃借料は、不動産の鑑定評価に基づく価格によっております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当事業年度
営業収入	37,263
加盟店からの収入	37,110
ロイヤリティ収入	35,777
その他	1,333
その他の営業収入	153
売上高	99,670
直営店売上高	17,215
加盟店向け商品供給売上高	82,454
顧客との契約から生じる収益	136,933
その他の収益	—
営業総収入	136,933

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当事業年度
期首残高	399
当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額	198
契約負債の増減額	140
期末残高	341

(注) 流動負債及び固定負債の契約負債を合算して表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間

(単位：百万円)

	当事業年度
1年以内	186
1年超2年以内	108
2年超3年以内	40
3年超	5
合計	341

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 1,657円91銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 206円99銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。